

**令和5年度任用  
徳島市会計年度任用職員募集案内  
【健康運動指導士業務・パートタイム勤務】**

令和5年1月4日

徳島市健康福祉部健康長寿課

徳島市健康長寿課において、令和5年度に健康運動指導士業務に従事する会計年度任用職員（パートタイム勤務）の選考試験を次のとおり実施します。

<b>申込受付期間：令和5年1月4日（水曜）～令和5年1月17日（火曜）【必着】</b>
<b>1 申込みは、持参又は郵便で行ってください。</b>
<b>2 持参による申込みは、開庁日の8時30分から17時まで受付します。</b>
<b>3 郵便による申込みは、令和5年1月17日必着のものに限り受付します。</b>
<b>4 受付期間経過後の申込みは、一切受付しませんので十分注意してください。</b>

1 募集内容

業 務 名	徳島市健康運動指導士業務（パートタイム勤務）
採用予定人員	1人程度
職 務 の 内 容	運動に関する教育及び相談（所内及び地区公民館等）、窓口、電話対応、その他関連業務等
勤 務 場 所	徳島市役所
任 用 期 間	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで ※ 勤務成績が良好な場合には、令和6年度以降も再度任用することがあります。（任用初年度を含めた3年度を限度とします）
受 験 資 格	次の(1)から(4)までの要件を満たす人（年齢、学歴は問いません） (1) 健康運動指導士資格を有する人又は令和5年3月31日までに当該資格を取得できる見込みの人 (2) 任用期間を通じて職務に従事できる人 (3) 市民に対する運動の教育・相談業務を遂行する能力があり、かつ、パソコンの基本操作（文書作成、表計算等）ができ、普通自動車免許（AT限定可）の資格を有している人 (4) 次のいずれにも該当しない人 ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ②徳島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又は

	<p>これに加入した人</p> <p>※ 日本国籍を有しない人で就労が制限されている在留資格の人は採用されません。</p>
--	---

## 2 試験日時・試験場及び合格発表

試験日時	試験場	合格発表
令和5年1月末（注記）	徳島市役所健康長寿課 （徳島市幸町2丁目5番地）	令和5年2月中旬までに 受験者に文書で通知します。

（注記）集合時間、試験時間、試験場等の詳細は、電話にてお知らせします。

## 3 試験の方法及び内容

試験の方法	内容
個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力についての試験

## 4 受験にあたっての注意事項

### (1) 試験当日持参するもの

受験資格を有することを証明する書類（資格証等）の原本及びそのコピーを持参してください。

※ 受験資格に定める資格取得見込の場合は、後日提出していただきます。

### (2) 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

## 5 合格から採用まで

(1) 試験の結果、合格者は令和6年3月31日までを登録期間とする合格者名簿に登載されます。

(2) 採用は、原則として令和5年4月1日付けで、合格者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用される人を決定しますので、合格者名簿に登載されても、必ずしも採用されるとは限りません。

(3) 予算編成その他の状況により、合格者名簿に登載されても採用にならない場合があります。

(4) 業務の必要に応じて採用を行うため、採用時期・任用期間等は異なる可能性があります。

(5) 受験資格に定める資格取得見込で受験し合格した人で、当該資格を取得できなかった場合は、採用される資格を失うこととなります。

(6) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

- (7) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

## 6 受験申込手続

申込書等の入手方法	徳島市ホームページから印刷	徳島市ホームページの「職員採用情報」の「会計年度任用職員」内から所定の様式を印刷してください。 ※ 縮小や拡大をせずにA4判の白紙に両面印刷すること。
	市の機関での入手	徳島市役所健康長寿課（南館2階）
	郵送による請求	封筒の表に「会計年度任用職員（健康運動指導士・パートタイム勤務）申込書請求」と朱書きし、あて先を記入した返信用封筒（120円分の切手を貼った角形2号）を必ず同封の上、徳島市健康長寿課へ送付してください。
申込方法	提出書類	申込書 ※ 申込書（両面）の必要事項を記入し（すべて自書）署名してください。申込区分は「健康運動指導士業務・パートタイム勤務」としてください。 ※ 写真（縦4cm×横3cm）1枚を申込書の写真欄に貼ってください。
	受付期間	令和5年1月4日（水曜）～令和5年1月17日（火曜）【必着】
	提出先	〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市健康長寿課
	提出方法	(1) 郵送の場合は、封筒の表に「会計年度任用職員（健康運動指導士業務・パートタイム勤務）申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、必ず簡易書留で郵送してください。申込受付期間を過ぎた場合は、受付できません。 (2) 持参の場合は、徳島市健康長寿課へお越しください。 (受付時間：開庁日の8：30から17：00まで)
その他	(1) 提出された書類は、返還できません。 (2) 受験に際して徳島市が収集する個人情報、当該試験及び任用に関する事務以外の目的では一切使用しません。	

## 7 勤務条件

勤務日	週5日（原則、月曜日から金曜日） 週休日（土曜日、日曜日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月29日から翌年1月3日までは休み
勤務時間	週28時間45分 原則9：00から15：30まで（休憩45分）
給与	月額 165,215円
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇（1年間に最大20日）を付与 その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
災害補償	公務上の災害又は通勤上の災害については、市の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。議会の職員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例が適用されます。
服務	地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業への従事等の制限）。 ※ 営利企業への従事等の制限（兼業の禁止）については、パートタイム勤務のため適用外となりますが、承認が必要となります。
その他	・給与支給日：毎月20日 ・健康診断あり

（注）採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

## 8 問い合わせ先

徳島市健康長寿課

〒770-8571 徳島市幸町2丁目5番地

TEL 088-621-5521